

## 旧斗利出小学校跡地利活用事業プロポーザルに係る質問回答

No.	質問項目	質問概要	回答
1	上下水道の使用許可について	<p>旧斗利出小学校の跡地について、事前に関係各所に相談に伺ったところ、上下水道の使用ができず、浄化槽の設置が必要とのことでした。いただいた情報を元に事業の収支シミュレーションをして参りましたが、昨今の建設費や人件費の高騰などにより、新規の浄化槽設置は大きな負担となっております。何卒、現在引込みがされてある上下水道の使用許可について、ご勘案いただければ幸いです。</p>	<p>上水道については、物件調書に記載のとおり、市道新治397号線の本管150mmから50mmで引込み済です。上水道の使用については本市水道課にご相談ください。また、下水の排水については、公募要領5頁『12その他の条件』に「公募物件の地域は公共下水道がなく、農業集落排水を利用している地域ですが、原則として事業者は農業集落排水に接続することができないため、自身で浄化槽等の設備をご用意していただく必要があります。ただし、事業内容によっては接続可能な場合もありますので、事業提案前に必ず本市下水道課の維持係に事業内容についての説明及び協議を行ってください。」とあるように、関係部署にご相談いただき、その回答内容を踏まえて事業内容を提案いただくようお願いいたします。</p>